

■介護保険対象項目

2018年4月1日 改定

初期加算	入所した当初は、施設生活に慣れるために様々な支援を必要することから入所日から30日間に限り加算
サービス提供体制強化加算	看護・介護職員の常勤に占める割合が75%以上の場合
栄養マネジメント加算	摂食、嚥下機能及び食事形態に配慮した栄養ケア計画を作成した場合
療養食加算	医師の食事せん(指示書)に基づく療養食を提供する場合(1回6単位 1日3回まで)
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い入所者に対し、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、食事の観察、調整等を行った場合(月1回)
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、再入所する際、施設入所時とは大きく異なる栄養指導(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)が必要となった場合(1人につき1回)
経口移行加算	経管栄養を経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
経口維持加算(Ⅰ)	摂食障害や誤嚥を有する入所者に対し経口維持計画を作成し栄養管理を実施した場合(月1回)
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持計画の取り組みに歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合(月1回)
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合(月1回)
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合(月1回)
短期集中リハ実施加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、20分以上の個別リハを1週に月概ね3日以上行った場合(所定の要件を満たす例外を除き、入所の日から起算して3月以内に限る)
認知症短期集中リハ実施加算	精神科医師等によって、認知症であってリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が週に3日を標準として20分以上の個別リハを行った場合(入所の日から起算して3月以内に関し、1週に3日を限度とする)
認知症ケア加算	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入所者に対して、認知症専門棟において認知症に対応した介護保健施設サービスを行った場合
認知症情報提供加算	認知症の原因疾患特定のため、認知症医療疾患センター等に紹介した場合(1回あたり)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師(かかりつけ医)が、認知症の行動や心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所が必要と判断した者に対し、入所サービスを提供した場合
緊急時治療管理	状態が著しく変化した場合の緊急治療を実施した場合(1月に1回3日を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	肺炎や尿路感染症などの疾病に対し、検査、投薬、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	上記内容に加え、施設医師が感染症対策に関する研修を受講している場合
褥瘡マネジメント加算	入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的に評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合(3月に1回)
排せつ支援加算	排せつに介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合(月1回)
かかりつけ医連携薬剤調整加算	多剤服用(6種類以上)されている方が老健施設医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取り組みを行った場合、退所時に算定。(1人に1回)
地域連携診療計画情報提供加算	地域連携診療計画に基づき、入所者の治療等を行い、地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文章により提供した場合
ターミナルケア加算	死亡日以前4日以上30日以下にターミナルケアを実施した場合 死亡日前日及び前々日にターミナルケアを実施した場合 死亡日当日にターミナルケアを実施した場合
外泊時加算	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合(初日と最終日は除く)
外泊時加算	居宅における外泊を認め、老健施設により提供される在宅サービスを利用した場合(初日と最終日は除く)

在宅復帰・在宅療養支援機能加算	在宅復帰・在宅療養支援等指標(在宅復帰率やベッド回転率など10項目)が、別に厚生労働省が定める基準に適合している場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
試行的退所時指導加算	退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	退所後の主治医に対し、情報提供を行った場合
退所前連携加算	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
訪問看護指示加算	退所後の訪問看護事業所に対し、情報提供を行った場合(1人につき1回)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取り組みを推進することを目的とする。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	技能・経験のある「勤続年数の長い介護職員」や「その他の介護職員」、「その他の職種」の処遇改善を目的とする。

■保険外実費項目

食費	食材料費及び調理費として
居住費(従来型個室)	室料、光熱水費として
居住費(多床室)	光熱水費として
日常生活費	入浴用品やタオル類、その他日常で使用する備品及び行事費、教養娯楽費
特別な室料	3Fフロアに1部屋 3Fフロアに6部屋
洗濯代	洗濯を施設に依頼した場合
電気代	電気製品持込の場合(例:電気毛布)
テレビ代	施設のテレビを使用する場合(電気代を含む)
理美容代	施設にて理美容を行った場合
特別な食事	通常の食事以外に特別なメニューを選択した場合
診断書作成料	施設医師が診断書を作成した場合(内容により料金は異なる)